

「介護雇用管理改善等計画」 関連資料

- ・ 「介護雇用管理改善等計画」の改正について . . . P 1
- ・ 改正介護保険法の概要等について . . . P 7
- ・ 介護労働者の需給の状況等について . . . P 14
- ・ 介護労働者の離職率等について . . . P 23
- ・ 介護労働者の雇用管理改善等の施策について . . . P 30

「介護雇用管理改善等計画」の改正について

「介護雇用管理改善等計画」の改正について

1 趣旨等

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）」第6条の規定により、厚生労働大臣は、介護労働者における雇用管理の改善や能力開発・向上の施策等に関する計画（介護雇用管理改善等計画（告示））を定めることとされている。現行の当該計画では、計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間としているが、「介護労働者の資格要件等を含め、介護保険制度や障害者保健福祉制度の見直しが行われていることから、その結果等に十分留意しつつ、必要な見直しを行う」こととされている。

昨年、介護保険法の改正等が行われたことから、その結果等に十分留意しつつ、必要な改正を行う。

2 審議経過

1月26日の職業安定分科会において、本件に関する具体的内容については、諮問案も含め、雇用対策基本問題部会において審議を行い、その結果が取りまとめ次第、職業安定分科会に報告することとされたところである。これまでの審議経過は以下のとおりである。

2月16日 雇用対策基本問題部会における審議①

3月 9日 雇用対策基本問題部会における審議②

3月28日 労働政策審議会（職業安定分科会）に対して諮問

介護雇用管理改善等計画の改正案の概要

介護雇用管理改善等計画（以下「計画」という）は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条の規定に基づき、介護労働者における雇用管理の改善や能力開発・向上の施策等について厚生労働大臣が定めることとしている。

計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間としている現行の計画は、介護保険法の見直し等を踏まえて必要な見直しを行うこととしていたことから、今般、必要な改正を行うこととした。

計画の概要は、以下のとおりである。

1. 計画の基本的考え方

介護労働者については、賃金、労働時間、健康面等の不安や不満が多く見られるように厳しい労働環境にある、定着率が低い、介護関係業務に従事していない多くの有資格者が存在する等、雇用管理等の面で解決すべき問題が残されている。介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、介護労働者の雇用管理の改善や能力開発・向上を図っていくことが喫緊の課題となっており、このような課題に対しては、

- ・ 事業主が労働基準関係法令等を遵守することはもとより、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施等を講ずることにより、その福祉の増進に努めることが必要であるとともに、事業運営の効率化等を図ることを通じ、介護労働者の雇用管理の改善等に資するよう取り組むことも望まれる。
- ・ 国としては、事業主の雇用管理の改善等に関する自主的な取組を支援する等、所要の施策を推進していくことが必要である。

2. 計画の目標

介護労働者が誇りを持って生き生きとその能力を発揮して働くことができるようにすること等のため、

- ・ 介護労働者の離職率について、20%を下回るものとするとともに、全産業の平均的な離職率との乖離をできる限り縮小する
- ・ 介護労働者の教育・研修の実施率について、全体の実施率を高めるとともに、正社員（雇用期間が定められていない正規社員）と非正社員（雇用期間が定められている者）との実施率の乖離をできる限り縮小する
- ・ 介護労働者の仕事の満足度の向上を図る

という到達目標を掲げ、計画期間中における達成を目指すこととする。

3. 介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

(1) 介護労働者の雇用管理の改善のため、

- ・ 介護労働者の実態についてのきめ細やかな実態調査及び分析、事業主及び介護労働者からの健康確保に関する専門家による相談も含めた雇用管理の改善等についての相談・セミナー等、雇用管理改善を進める参考となるモデルの作成及び情報提供等、相談、援助事業等の実施
- ・ 介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金の活用促進

を行う。

- (2) 介護労働者の能力の開発及び向上のため、
- ・ 介護労働安定センターにおける離転職者等の早期再就職の促進及び効率的かつ効果的な介護労働者の能力開発、公共職業訓練での民間教育訓練機関等を活用した委託訓練等の実施
 - ・ 雇用保険の教育訓練給付について、介護・福祉関係の教育訓練講座等の指定
- を行う。

4. その他介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

- (1) 介護分野における適正かつ円滑な労働力の確保を図るため、「福祉重点ハローワーク」における情報提供、専門的な職業相談、職業紹介等により、引き続き労働力需給調整機能の整備を図ることとする。
- (2) 計画に掲げられた施策の効果的な実施を図るため、関係機関で密接な連携を図っていくものとする。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（抄）

（介護雇用管理改善等計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

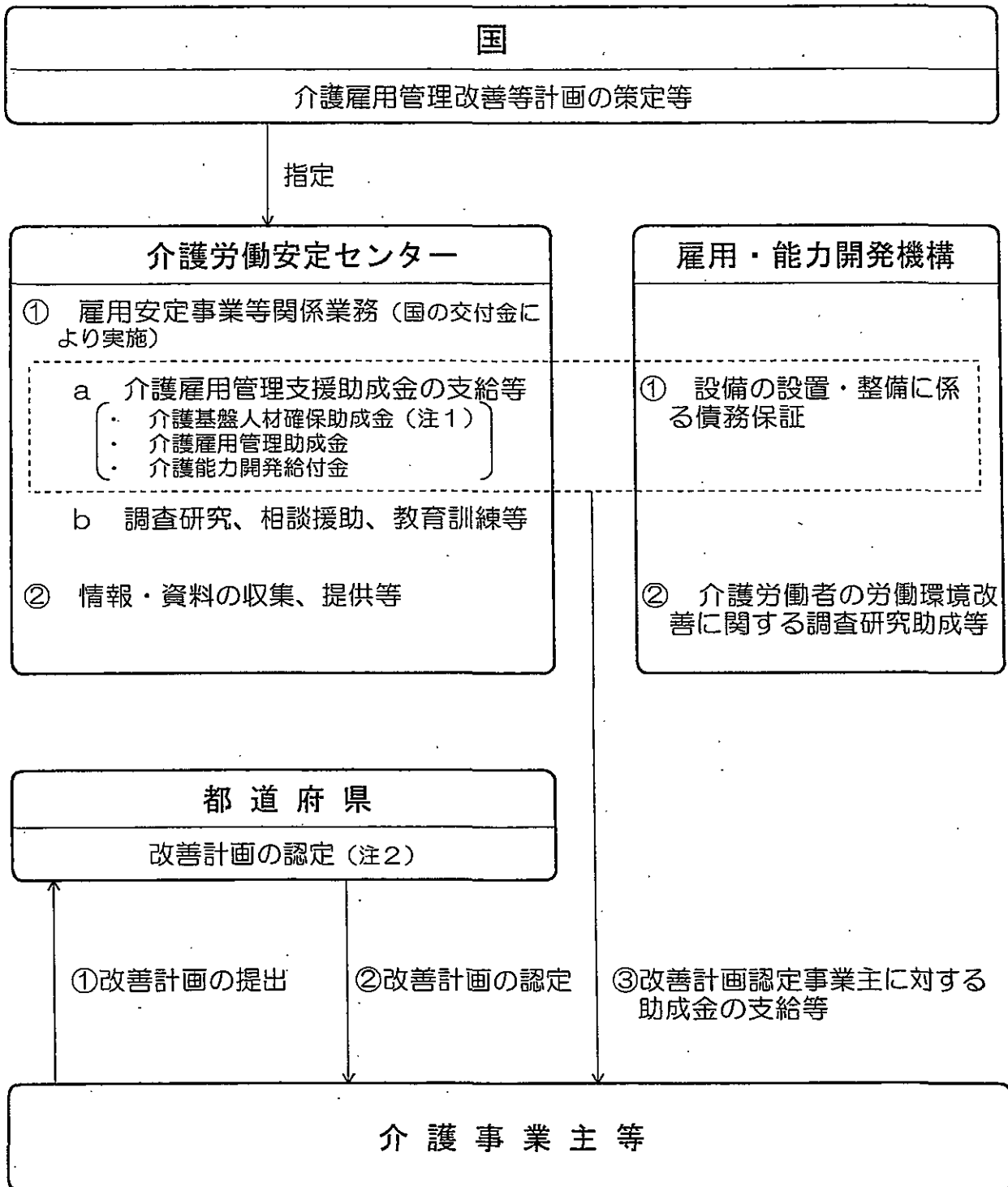
- 一 介護労働者の雇用の動向に関する事項
- 二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合には、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の主要概念図



（注1）介護基盤人材確保助成金の支給事務は労働局で実施。

（注2）改善計画とは、事業主が作成した改善措置（介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置）についての計画。

改正介護保険法の概要等について

介護保険法等の一部を改正する法律(概要)

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

I 改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設

マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

- ・ 軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加

- ・ 軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

(1) 居住費・食費の見直し

介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。

(2) 低所得者に対する配慮

低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

- ・ 在宅と施設の利用者負担の公平性
- ・ 介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設

(例) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における i) 総合的な相談窓口機能・権利擁護事業、ii) 介護予防マネジメント、iii) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設

(3) 居住系サービスの充実

- ・ ケア付き居住施設の充実
- ・ 有料老人ホームの見直し

- ・ 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
- ・ 在宅支援の強化
- ・ 高齢者虐待への対応
- ・ 医療と介護との連携

4 サービスの質の確保・向上

(1) 情報開示の標準化

介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け

(2) 事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・実効ある事後規制ルール
- ・ケアマネジメントの公平・公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

(1) 第1号保険料の見直し

① 設定方法の見直し

低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕

② 徴収方法の見直し

特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金へ拡大

特別徴収対象者の把握時期の複数回化

(2) 要介護認定の見直し

- ・申請代行、委託調査の見直し

(3) 市町村の保険者機能の強化

・都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化

・市町村長の事業所への調査権限の強化

・市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

- ・低所得者への配慮
- ・利用者の利便性の向上
- ・市町村の事務負担の軽減
- ・より主体性を発揮した保険運営

6 被保険者・受給者の範囲（附則検討規定）

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

(1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更

(2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

Ⅱ 施行期日 平成18年4月1日

〔7(1)の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5(1)②の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行〕

介護サービス従事者の研修制度（介護職員基礎研修）について

1 基本的考え方

介護職員について、将来の目指す方向としては、介護福祉士を基本とすることとしつつ、当面は研修の強化等によりホームヘルパーの資質の向上を図ることが必要である。

具体的には、現在のホームヘルパーの研修をより強化した「介護職員基礎研修（仮称）」を創設し、現在のヘルパー１級、２級等の研修を、将来的には、この「介護職員基礎研修（仮称）」へと移行していくこととし、さらに、介護福祉士まで段階的に資質を向上させていくこととしている。

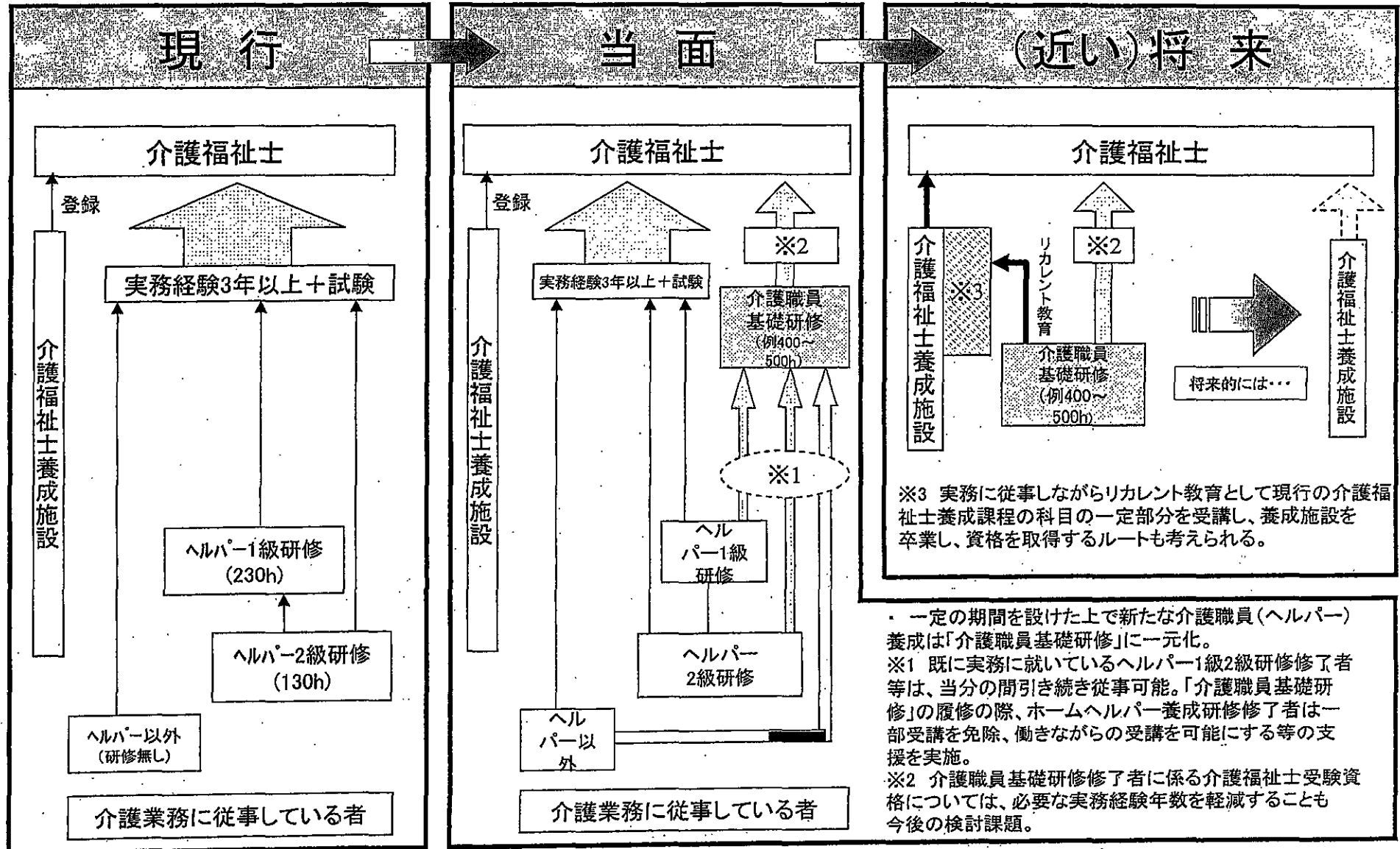
2 開始時期

施行は来年度当初からとなるが、養成研修事業者において、新たなカリキュラム等に基づいた研修の準備等の作業を行うことから、具体的な研修は、18年10月頃からスタートするものと見込まれる。

3 研修時間

研修時間は、講義・演習、実習の合計500時間とし、実務経験年数、所持資格を評価し、新たに拡充された内容を中心に受講すれば基礎研修を修了したと見なし、受講時間を軽減する。

介護福祉士になるまでの養成について(現任者)イメージ



障害者自立支援法の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

1 障害者自立支援法による改革のねらい

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1)利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2)国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

障害者自立支援法

(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院等 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等

2 法律の概要

(1) 給付の対象者

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

(2) 給付の内容

- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等の訓練等給付費(障害福祉サービス)
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療(公費負担医療) 等

(3) 給付の手続き

- ・ 給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。(残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。)

(4) 地域生活支援事業

- ・ 市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)に関すること。

(5) 障害福祉計画

- ・ 国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めること。

(6) 費用負担

- ・ 市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・ 都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・ 国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・ その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

(7) その他

- ・ 附則において施行後三年を目途として障害者等の範囲を含めた検討を行う規定を設ける。
- ・ 附則において就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を行う規定を設ける。
- ・ 附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・ 附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

3 施行期日

- 新たな利用手続き、在宅福祉サービスに係る国等の負担(義務的負担化)に関する事項、福祉サービスや公費負担医療の利用者負担の見直しに関する事項等 平成18年4月1日
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月1日

介護労働者の需給の状況等について

要介護者数の推移(全国推計)

(単位 : 万人)

		15年度	16年度	20年度	23年度	26年度
要支援・要介護1		180	200	260	290	320
	予防効果	—	—	260	280	310
要介護2～5		200	210	260	290	320
	予防効果	—	—	240	260	290
合 計		380	410	520	580	640
	予防効果	—	—	500	540	600

(資料出所)厚生労働省老健局

重点施策実施5か年計画（関係部分抜粋）

平成14年12月24日
障害者施策推進本部決定

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間に重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

1 重点的に実施する施策及びその達成目標

2 地域基盤の整備

（1）生活支援

① 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

② 在宅サービス

- ・ ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・ デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・ 障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・ グループホームを約30,400人分整備する。
- ・ 福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・ 市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

③ 施設サービス

- ・ 通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・ 施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。

3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

(2) 福祉

① 在宅サービス

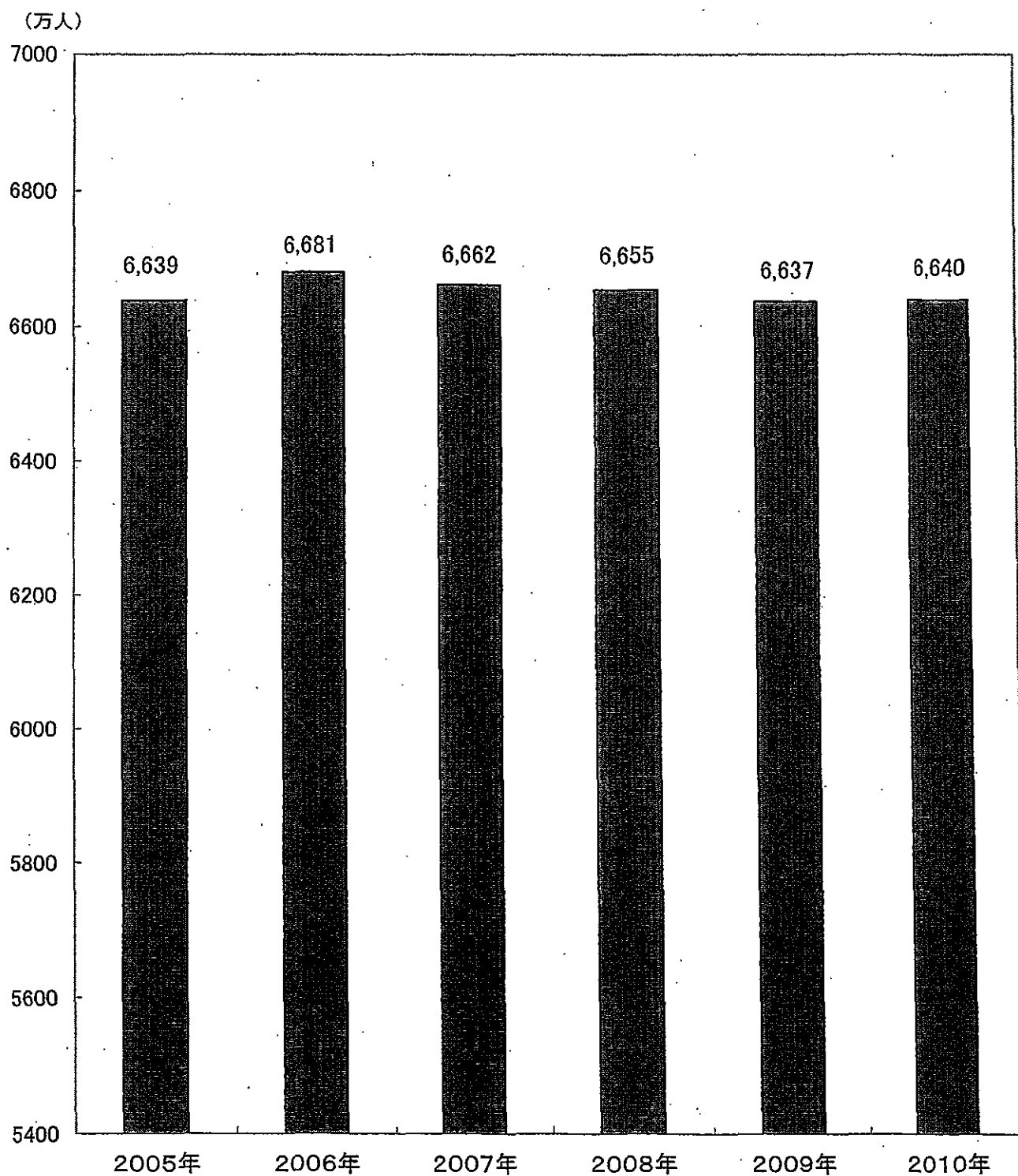
- ・ 精神障害者地域生活支援センターを約 470か所整備する。
- ・ 精神障害者ホームヘルパーを約 3,300人確保する。
- ・ 精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
- ・ 精神障害者福祉ホームを約 4,000人分整備する。

② 施設サービス

- ・ 精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約 6,700人分整備する。
- ・ 精神障害者通所授産施設を約 7,200人分整備する。

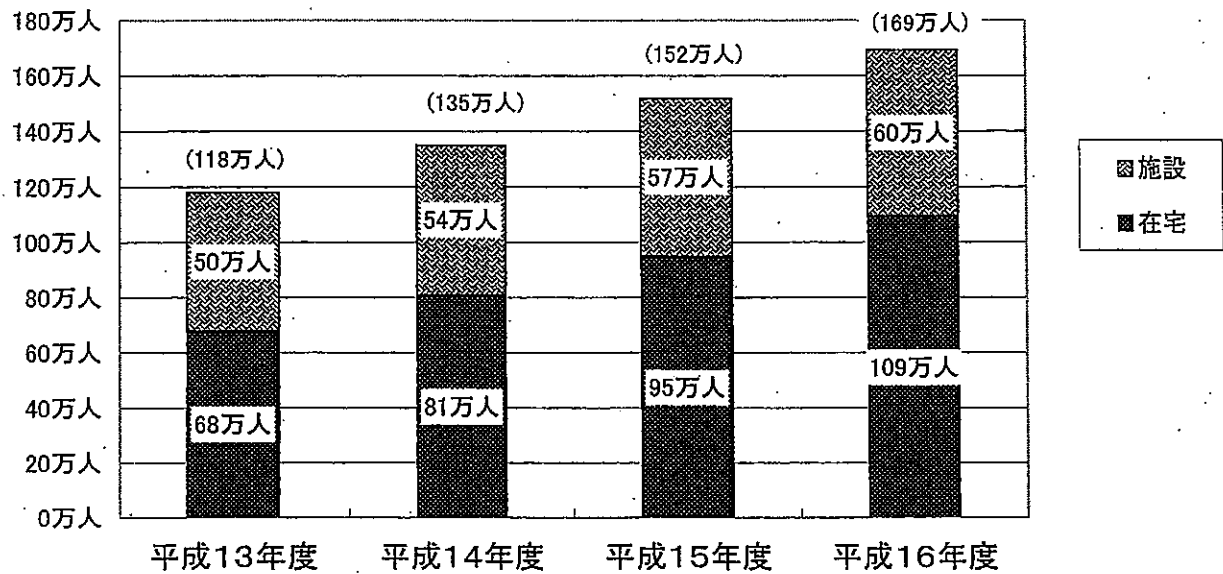
※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2（1）に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

労働力人口の見通し(労働市場への参加が進むケース)



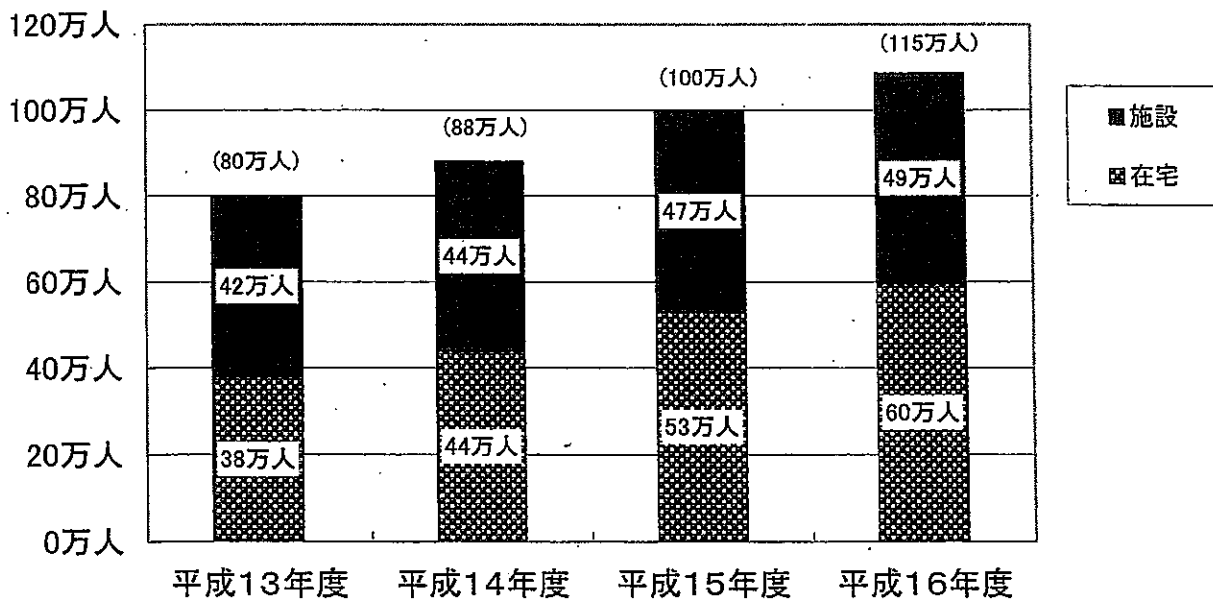
(資料出所)厚生労働省職業安定局の推計(2005年7月)による。

介護保険関連事業所における従事者数の推移



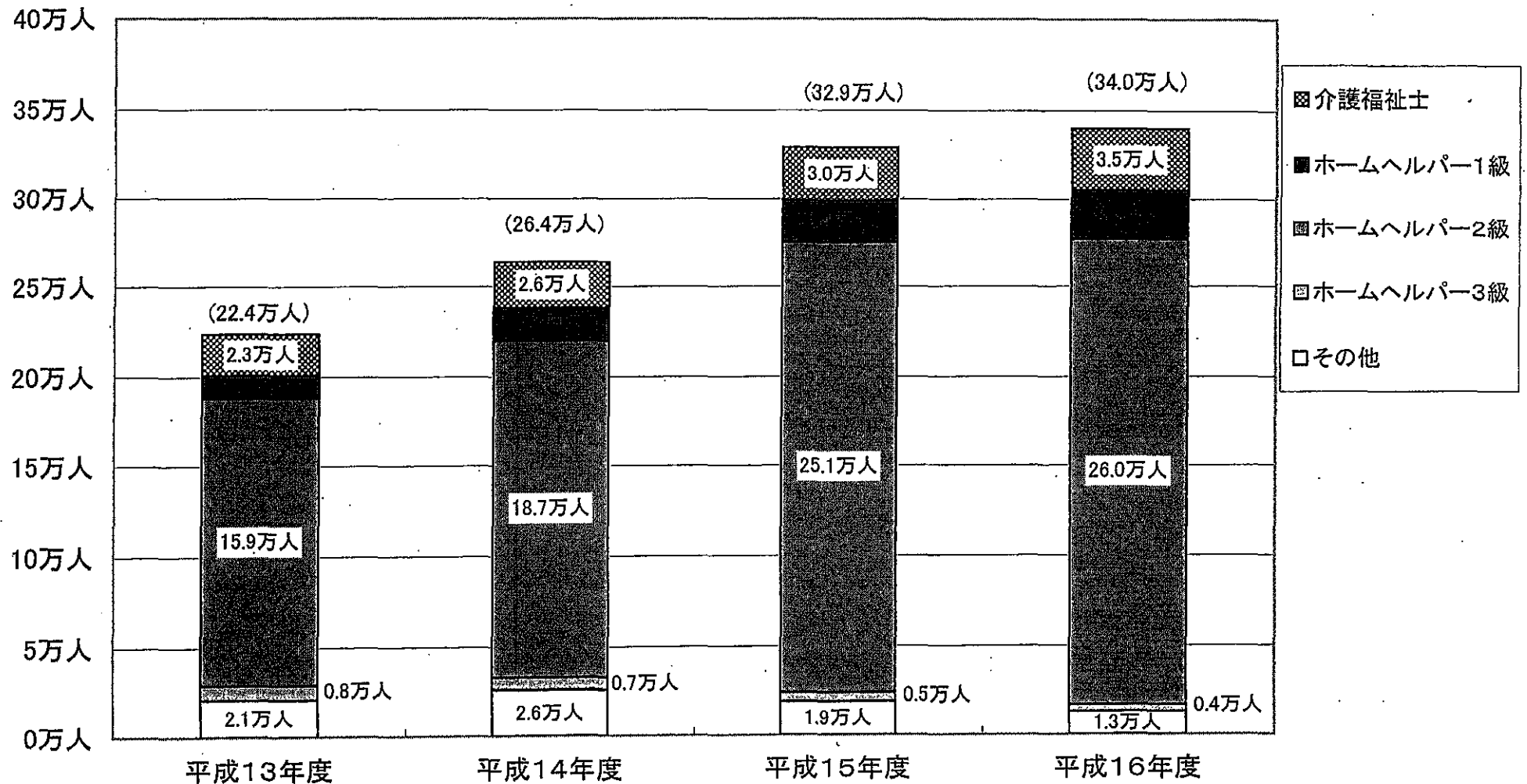
(資料出所)介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

介護保険関連事業所における従事者数の推移(常勤換算)



(資料出所)介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

訪問介護事業所に従事する訪問介護員の推移



(資料出所) 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(注) その他は、看護師、准看護師、職種不詳を含む。

介護保険施設、居宅サービス事業所等における従事者数(常勤・非常勤実数)

(単位:万人、%)

		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	通所リハビリ	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与	居宅介護支援事業所	居宅合計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療型医療施設	施設合計	合計
15年度	従事者数	33.9	2.2	3.6	17.9	7.1	16.0	4.3	-	2.2	7.5	94.8	24.9	17.1	15.4	57.4	152.2
	介護職員数	32.9	1.4	-	8.8	3.5	9.7	4.0	-	-	-	60.4	14.6	8.4	5.2	28.1	88.5
	介護職員のうち介護福祉士数	3.0	0.2	-	1.5	0.8	3.7	-	-	-	-	9.3	5.7	3.5	0.9	10.1	19.5
	(介護職員数に占める比率%)	9.1	15.8	-	17.0	23.8	38.5	-	-	-	-	15.4	39.4	42.3	16.4	36.0	22.0
	その他	29.8	1.2	-	7.3	2.7	60.0	4.0	-	-	-	51.0	8.8	4.8	4.4	18.0	69.0
	(介護職員数に占める比率%)	90.8	84.2	-	83.0	76.2	61.5	-	-	-	-	84.6	60.6	57.7	83.6	64.0	78.0
	その他のうち訪問介護員数	28.0	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	28.8	-	-	-	-	28.8
	(介護職員数に占める比率%)	85.2	60.1	-	-	-	-	-	-	-	-	47.7	-	-	-	-	32.6
	1級	2.4	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	-	-	-	2.5
	2級	25.1	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	25.9	-	-	-	-	25.9
	3級	0.5	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	0.5	-	-	-	-	0.5
16年度	従事者数	36.7	2.1	3.7	21.5	7.5	18.0	6.9	2.4	2.4	8.3	109.5	26.5	18.0	15.3	59.8	169.3
	介護職員数	35.5	1.3	-	10.4	3.9	10.9	6.6	1.8	-	-	70.4	15.8	8.9	5.1	29.8	100.2
	介護職員のうち介護福祉士数	3.5	0.2	-	1.9	1.0	4.3	-	-	-	-	10.9	6.3	3.8	0.9	11.0	21.9
	(介護職員数に占める比率%)	10.0	17.7	-	18.1	25.3	38.9	-	-	-	-	15.5	39.9	43.1	17.9	37.1	21.9
	その他	31.9	1.1	-	8.5	2.9	6.7	6.6	1.8	-	-	59.5	9.5	5.1	4.2	18.8	78.3
	(介護職員数に占める比率%)	90.0	82.3	-	81.9	74.7	61.1	-	-	-	-	84.5	60.1	56.9	82.1	62.9	78.1
	その他のうち訪問介護員数	29.2	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	30.0	0	0	0	0	30.0
	(介護職員数に占める比率%)	82.4	61.7	-	-	-	-	-	-	-	-	42.7	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0
	1級	2.8	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-	-	2.9
	2級	26.0	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	26.8	-	-	-	-	26.8
	3級	0.4	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	0.4

※ 従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「-」とした。

(資料出所)厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

介護福祉士等資格取得者数

資 格 名		人 数	時 点	資 料 出 所
介護福祉士	登録者数	467,979人	平成17年11月末	(財)社会福祉・振興試験センター
ホームヘルパー1級	修了者数	138,860人	平成17年3月末	厚生労働省老健局
ホームヘルパー2級	//	2,033,491人	//	//
ホームヘルパー3級	//	528,041人	//	//
医師	従事者数	270,371人	平成16年12月末	医師・歯科医師・薬剤師調査
看護師	//	760,221人	//	衛生行政報告例
准看護師	//	385,960人	//	//
理学療法士	延べ合格者数	46,086人	平成17年4月末	理学療法士協会
作業療法士	//	32,071人	//	作業療法士協会
介護支援専門員(ケアマネジャー)	//	372,509人	平成17年度	厚生労働省老健局

介護労働者の離職率等について

介護事業所における離職率

	正社員	非正社員	全 体
1年間の離職人数 (a)	1, 186人	1, 905人	3, 175人
平成15年12月1日現在の 介護労働に従事していた 就業者数 (A)	7, 063人	8, 288人	15, 086人
離職率 (a/A)	16. 8%	23. 0%	21. 0%

(出典)「介護事業所における介護労働実態調査」

(平成17年6月、(財)介護労働安定センター)

(注1) 当該離職率は、回答事業所における平成15年12月1日から平成16年11月30日までの1年間の離職人数を調査し、平成15年12月1日の介護労働に従事していた就業者数で除して算出した。

(注2) 正社員とは、雇用期間が定められていない正規社員。非正社員とは、雇用期間が定められている者。

介護事業所における離職者の勤続年数

全体では、離職者の約8割が3年未満で離職

	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10未満	10 年以上
全 体	46. 5%	21. 7%	12. 8%	7. 6%	6. 0%	5. 4%
正社員	36. 8%	21. 5%	16. 7%	9. 4%	6. 8%	8. 8%
非正社員	53. 7%	21. 8%	9. 8%	6. 3%	5. 4%	3. 0%

(出典)「介護事業所における介護労働実態調査」

(平成17年6月、(財)介護労働安定センター)

(注1) 平成15年12月1日から平成16年11月30日までの1年間に離職した就業者の勤続年数を調査した。

(注2) 正社員とは、雇用期間が定められていない正規社員。非正社員とは、雇用期間が定められている者。

産業別（大分類別）離職率（平成 16 年）

区分	調査産業計	鉱業	建設業	製造業	消費関連	素材関連	機械関連	水道業・ 電気・ガス・熱供給・ 下水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）
離職率	16.0	10.0	13.9	11.6	14.6	11.0	9.9	7.8	13.6	11.7	15.5	10.5	14.1	33.3	15.8	13.5	13.5	21.0

・平成 16 年離職率の算出方法

$$\text{離職率} = \frac{\text{平成 16 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの離職者数}}{\text{平成 16 年 1 月 1 日現在の常用労働者数}} \times 100$$

※ 常用労働者とは、常用労働者、常用名義の常用労働者、臨時・日雇名義の常用労働者、パートタイム労働者、一般労働者、出向者を含む。

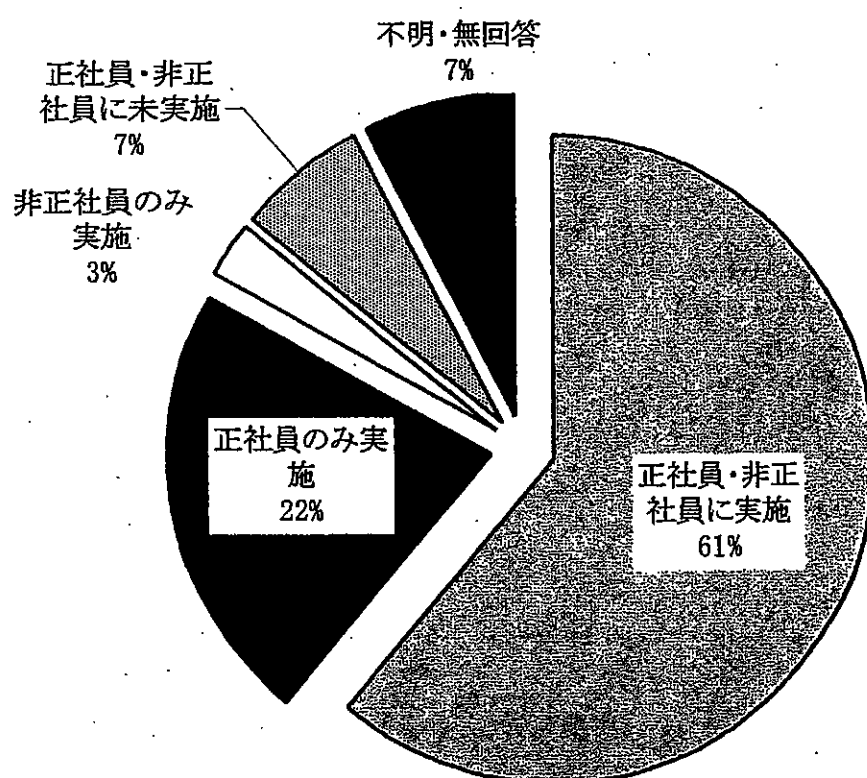
<資料出所>

厚生労働省「平成 16 年雇用動向調査」

介護事業所における教育・研修の実施状況

正社員に実施していると答えた事業所は83%である一方、非正社員に実施していると答えた事業所は64%である。

(平成16年12月1日時点)



(注) 正社員とは、雇用期間が定められていない正規社員。非正社員とは、雇用期間が定められている者。

(出典)「介護事業所における介護労働実態調査」

(平成17年6月、(財)介護労働安定センター)

施設系・入所系・通所系における介護労働者の現在の仕事の満足度

全体での現在の仕事の満足度は、18.8%となっている。

(平成15年12月1日時点)(単位：%)

	全体	賃金・ 収入	労働 時間	休日・ 休暇	身分・ 雇用形 態	仕事の 内容	同僚・ 上司と の人間 関係	お世話 してい る人と の人間 関係
満足度	18.8	7.8	16.9	21.9	15.3	14.7	19.6	31.6

(出典)「介護労働者就業意識実態調査」

(平成16年12月、(財)介護労働安定センター)

訪問介護における介護労働者の現在の仕事の満足度

全体での現在の仕事の満足度は、21.0%となっている。

(平成13年7月時点)(単位：%)

	全体	賃金・ 収入	労働 時間	休日・ 休暇	身分・ 雇用形 態	仕事の 内容	同僚・ 上司と の人間 関係	お世話 してい る人と の人間 関係
満足度	21.0	12.8	15.7	22.8	12.5	18.5	25.2	34.3

(出典)「介護労働者就業意識実態調査」

(平成14年8月、(財)介護労働安定センター)

施設系・入所系・通所系における介護労働者の働く上での 悩み・不安・不満

働く上で何らかの悩み・不安・不満がある者は、調査対象の74.8%に上る。

(複数回答) (平成15年12月1日時点) (単位: %)

賃金が安い	健康面(感染症・腰痛)の不安がある	休暇が取りにくい	精神的にきつい	体力に不安がある	夜間や深夜の労働がある	労働時間が不規則である	労働時間が長い	雇用が不安定である	正職員になれない	その他	無回答
54.7	42.2	39.0	38.3	33.3	16.4	15.9	14.2	9.8	8.4	10.1	2.2

(出所)「介護労働者就業意識実態調査」
平成16年12月、(財)介護労働安定センター

訪問介護における介護労働者の働く上での悩み・不安・不満

働く上で何らかの悩み・不安・不満がある者は、調査対象の72.1%に上る。

(複数回答) (平成13年7月時点) (単位: %)

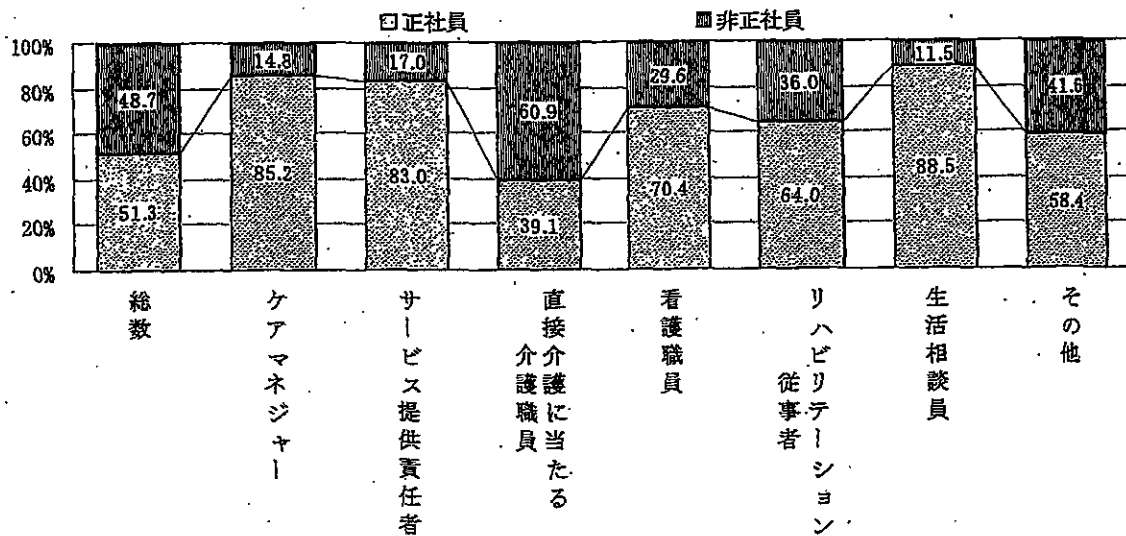
賃金が安い	健康面(感染症・腰痛)の不安がある	休暇が取りにくい	精神的にきつい	体力に不安がある	夜間や深夜の労働がある	労働時間が不規則である	労働時間が長い	雇用が不安定である	正職員になれない	その他	無回答
31.7	39.5	31.7	22.3	22.5	5.2	22.0	8.2	21.8	14.9	4.1	3.2

(出所)「介護労働者就業意識実態調査」
平成14年8月、(財)介護労働安定センター

介護労働者の雇用形態別割合

(平成 16 年 12 月 1 日時点)

雇用形態別 職種別 従事者数	総数 (人・%)	介護職員			看護職員	リハビリテーション従事者	生活相談員	その他
		ケアマネジャー	サービス提供責任者	直接介護に当たる介護職員				
総計	27,729	1,200	1,318	16,778	3,077	438	764	4,154
うち正社員	14,220	1,022	1,094	6,554	2,166	281	676	2,428
(%)	51.3	85.2	83.0	39.1	70.4	64.0	88.5	58.4
うち非正社員	13,509	178	224	10,224	911	158	88	1,726
(%)	48.7	14.8	17.0	60.9	29.6	36.0	11.5	41.6



(注) 正社員とは、雇用期間が定められていない正規社員。非正社員とは、雇用期間が定められている者。

(出典) 「介護事業所における介護労働実態調査」
(平成 17 年 6 月、(財)介護労働安定センター)

介護労働者の雇用管理改善等の施策について

介護労働者雇用管理改善の関連施策について (平成17年度)

1 介護労働者の雇用管理の改善等

(1) 介護雇用管理支援助成金

① 介護基盤人材確保助成金(58.0億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、特定労働者(訪問介護員1級、看護師等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者)を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成(特定労働者は140万円、一般労働者は30万円、(短時間労働被保険者は9万円))。

② 介護雇用管理助成金(0.6億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金規程などの諸規定整備、健康診断などの雇用管理改善のための事業を実施した場合、その費用の一部を助成。

③ 介護能力開発給付金(1.1億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等に必要の人材育成のための教育訓練等を実施した場合、費用とその期間中に支払われた賃金の2分の1を助成。

(2) 雇用管理の改善のための相談援助事業(5.6億円)

介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助を行う。また雇用管理者講習等を実施。

(3) その他

債務保証制度、介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究への支援

ケア・ワーカーに対する健康診断に要した費用を支援する介護労働者健康診断助成金制度の実施(1.3億円)

2 介護労働者の能力の開発及び向上

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施(18.1億円)

介護分野での就労希望者を対象にホームヘルパー2級課程を実施。

(2) 公共職業能力開発施設及び民間の委託施設における職業訓練の実施等

ホームヘルパー1級等の養成、教育訓練給付制度の講座指定等

3 介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化(3.6億円)

福祉重点ハローワークで、福祉関係業務に係る職業紹介、福祉マッパリー合同求人選考会等を実施。

(2) 高齢者による高齢者介護取組支援(9.2億円)

シルバー人材センターによる高齢者生活援助サービスの実施。

※()は、平成17年度予算額である。

介護労働者雇用管理改善の関連施策について

(平成18年度)

※ 部分は見直し又は新規部分

1 介護労働者の雇用管理の改善等

(1) 介護雇用管理支援助成金

① 介護基盤人材確保助成金(63.0億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、特定労働者(訪問介護員1級、看護師等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者。上限3名まで。)を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する(上限70万円)。

なお、受給できる事業主として、「雇用管理責任者の選任及び事業所内での周知」を要件とした。

② 介護雇用管理助成金(1.0億円)

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金規程などの諸規定整備、健康診断、教育訓練などの雇用管理改善のための事業を実施した場合、その費用の一部を助成する。

なお、健康診断等一定の要件に該当する場合は高率助成とし、併せて、受給できる事業主として、「計画期間内に雇用保険被保険者が1人以上増加していること」を廃止し、代わって、「雇用管理責任者の選任及び事業所内での周知」を新たな要件とした。

(2) 雇用管理の改善のための相談援助事業(6.6億円)

① 介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助を行う。また雇用管理者講習等を実施。

② 介護労働安定センターが行う介護労働者の実態調査を見直し、政策立案の基礎として、きめ細やかに把握できるよう、調査・分析に係る各種検討を行うなど、実態把握機能の強化を図る。

③ 介護労働者の心身の健康確保に関する雇用管理改善を推進するため、介護労働安定センターの各支部において、医師等専門家に委嘱し、感染症・腰痛対策やメンタルヘルス対策などの健康確保に関する相談を実施する。

④ 本省及び全国9ブロック内の都道府県労働局において、介護分野における標準的な雇用管理モデルの策定の検討を行う。

(3) その他

債務保証制度、介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究への支援。

ケア・ワーカーに対する健康診断に要した費用を支援する介護労働者健康診断助成金制度の実施(0.9億円)

2 介護労働者の能力の開発及び向上

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施(12.8億円)

介護分野での就労希望者を対象にホームヘルパー2級課程等を実施。

(2) 公共職業能力開発施設及び民間の委託施設における職業訓練の実施等

ホームヘルパー1級等の養成、教育訓練給付制度の講座指定

3 介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化(3.3億円)

福祉重点ハローワークで、福祉関係業務に係る職業紹介、福祉マッチ合同求人選考会等を実施。

(2) 高齢者による高齢者介護取組支援(11.8億円)

シルバー人材センターによる高齢者活用生活援助サービスの実施。

※ () は、平成18年度予算額(予定)である。

介護雇用管理支援助成金等支給実績

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
介護人材確保助成金 (平成12年4月創設) (平成15年5月廃止※)	予算額	6,145 百万円	4,477 百万円	6,158 百万円	851 百万円	—	—
	支給実績 (人数)	8,292 百万円 (7,205 人)	8,530 百万円 (8,217 人)	6,477 百万円 (8,384 人)	3,543 百万円 (2,273 人)	—	—
介護基盤人材確保助成金 (平成15年6月創設)	予算額	—	—	865 百万円	5,073 百万円	5,797 百万円	6,295 百万円
	支給実績 (人数)	—	—	143 百万円 (355 人)	4,974 百万円 (9,152 人)	—	—
介護雇用管理助成金 (平成12年4月創設)	予算額	200 百万円	73 百万円	106 百万円	64 百万円	64 百万円	104 百万円
	支給実績 (件数)	89 百万円 (371 件)	65 百万円 (333 件)	64 百万円 (381 件)	57 百万円 (364 件)	—	—
介護能力開発給付金 (平成12年4月創設) (平成18年3月廃止予定)	予算額	296 百万円	269 百万円	248 百万円	108 百万円	107 百万円	29 百万円
	支給実績 (件数)	49 百万円 (217 件)	28 百万円 (140 件)	22 百万円 (128 件)	26 百万円 (134 件)	—	—
介護雇用環境整備奨励金 (平成12年4月創設) (平成15年5月廃止)	予算額	408 百万円	87 百万円	26 百万円	—	—	—
	支給実績 (件数)	102 百万円 (47 件)	90 百万円 (36 件)	49 百万円 (20 件)	—	—	—

※ 介護人材確保助成金の支給実績については、平成15年6月以降は経過措置分である。

※ 介護能力開発給付金については、平成18年3月に廃止し、介護雇用管理助成金に統合予定であり、平成18年度予算額は経過措置分である。

介護労働安定センターにおける雇用管理等相談援助・情報提供の実施状況

(単位:件)

	求人求職	能力開発	労働条件	福利厚生	職場のコミュニケーション	助成金関連	債務保証	介護サービス	その他	教材等の貸出	合 計
平成12年度	5,776	22,132	8,254	13,991	1,342	52,266	144	6,540	16,879	484	127,808
相談援助	2,577	7,999	2,994	3,888	688	25,529	38	2,789	4,593	-	51,095
情報提供	3,199	14,133	5,260	10,103	654	26,737	106	3,751	12,286	484	76,713
平成13年度	8,751	22,761	9,356	12,743	1,568	46,151	89	4,350	12,538	352	118,659
相談援助	3,437	7,756	2,983	4,043	573	22,664	27	1,864	2,931	-	46,278
情報提供	5,314	15,005	6,373	8,700	995	23,487	62	2,486	9,607	352	72,381
平成14年度	10,192	24,583	8,685	9,686	1,224	29,751	51	3,790	11,816	388	100,166
相談援助	4,401	8,029	3,008	3,512	605	16,403	20	1,954	2,886	-	40,818
情報提供	5,791	16,554	5,677	6,174	619	13,348	31	1,836	8,930	388	59,348
平成15年度	8,983	35,107	8,552	9,300	1,234	33,158	71	3,649	12,069	426	112,549
相談援助	3,691	10,863	3,245	3,586	596	19,292	19	1,376	3,316	-	45,984
情報提供	5,292	24,244	5,307	5,714	638	13,866	52	2,273	8,753	426	66,565
平成16年度	9,118	31,115	8,634	20,235	1,046	37,176	221	3,084	11,088	742	122,459
相談援助	3,999	9,420	3,311	7,149	493	21,272	60	1,015	3,631	-	50,350
情報提供	5,119	21,695	5,323	13,086	553	15,904	161	2,069	7,457	742	72,109

(資料出所)(財)介護労働安定センター

介護労働センター等における能力開発施策

○ 介護労働安定センター

センターにおいては、訪問介護員養成コース（２級課程）を実施。（基礎講座１００時間、実習３０時間）

その他自主事業として、訪問介護員養成コース（１級、２級課程）ケアマネージャー準備コース、介護福祉士試験準備講習、福祉用具専門相談員指定講習、短期専門コース（※）を実施。

※ 短期コース： 基本的技能を備えた介護労働者に対し、高度化、多様化する介護技術の維持・向上を図ることに必要な知識や技能を修得させる。

【訪問介護員養成コース（２級課程）修了者数実績】

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
15,616 人	15,854 人	16,256 人	15,705 人	14,775 人

（資料出所）介護労働安定センター

○ その他

その他公共職業能力開発施設における介護サービス科（訓練期間６ヶ月（訪問介護員１級取得））等の職業訓練を実施。

また、雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座として、介護福祉士講座、訪問介護員養成研修２級課程等がある。

【介護系公共職業能力開発施設訓練、委託訓練の受講者数】

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
施設 訓練	2千人	2千人	3千人	3千人	3千人
委託 訓練	17千人	13千人	11千人	13千人	15千人

（資料出所）厚生労働省職業能力開発局

【教育訓練給付（社会福祉・保健衛生関係の実績）】

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
指定講座数	339件	697件	972件	1,094件	1,042件
受講人数	21,628人	65,572人	46,763人	60,820人	59,382人

（資料出所）指定講座数～厚生労働省職業能力開発局、受講人数～厚生労働省職業安定局

（注）講座数は、各年度 10 月時点の状況である。